

# 定住

平成27年度神石高原町定住促進事業等のご案内

# 支援

(注) 申請手続きなど、詳しくは各課担当窓口までお問い合わせ下さい。

● 総務課  
☎ 89-3330

町内産木材  
無償提供

町内に木造住宅を新築し、居住する場合、町有林の樹木を無償譲渡します。  
【対象住宅】  
○ 2部屋以上の居住宅・台所・トイレ・浴室等を備えた50㎡以上の住宅  
○ 併用住宅の場合は、延床面積の3分の2以上が住居専用の住宅  
【対象樹木】 神石高原町有林内の松(ヒノキ)

● まちづくり推進課  
☎ 89-3332

木造住宅建築の  
場合の助成  
最大  
100万円

町内に住宅を新築し居住する場合、建築費の一部を支援します。  
【対象住宅】 構造躯体のうち、町内製材加工品を60%以上使用し、2部屋以上の居住宅・台所・トイレ・浴室等を備えた50㎡以上の住宅  
【助成額】 (住宅の延床面積の基準区分に応じて助成)  
○ 延床面積が50㎡以上80㎡未満/40万円  
○ " 80㎡以上100㎡未満/60万円  
○ " 100㎡以上120㎡未満/80万円  
○ " 120㎡以上/100万円

住宅空き家  
改修の支援  
最大  
50万円

空き家情報バンク登録物件を購入した移住者、自宅を改修するUターン者、新婚定住者等が自宅を改修工事する場合に改修工事費の一部を支援します。  
【助成額】  
50万円以上の改修工事費の2分の1(上限50万円)



固定資産税  
5年間半額

住宅を新築された方を対象に住宅に係る固定資産税の2分の1相当額を5年間奨励金として交付します。

空き家・空き店舗  
を活用し開業する場合  
最大  
50万円

空き家や空き店舗を借りて開業する方に改修にかかる経費の一部を支援します。  
【助成額】 50万円以上の改修工事費の2分の1(上限50万円)

空き家(店舗)購入  
又は新築新規開業の  
場合の支援  
最大  
100万円

空き家や空き店舗を購入又は、店舗を新築し開業する場合に取得費等の一部を支援します。  
【助成額】 50万円以上の店舗購入費や改修工事費又は新築費用の5分の1(上限100万円)

空き家  
情報バンク

売りたい・貸したい人の空き家・空き地の情報収集と、神石高原町へ住みたい・家を借りたい人への情報提供を行っています。  
空き家・空き地を売ったり、貸したりしたいという方は、町の「空き家情報バンク」へ登録してください。登録されるとホームページなどで利用希望者に情報を提供します。

町への移住を希望している方に空き家を提供した空き家所有者と、移住希望者を積極的に受け入れようとする自治振興会を支援します。

空き家所有者と  
移住者を受け入れる  
自治振興会に  
それぞれ  
3万円

【奨励金】 移住者が入居した空き家1軒につき、空き家所有者と自治振興会にそれぞれ3万円

移住される方が  
CATVに加入  
される場合  
5万円

神石高原町へ移住した方でCATVに新たに加えられる方(基本6タイプのプラン)  
【助成額】 5万円



ブライダル  
センター

神石高原町ブライダルセンターでは、結婚相談所によるカウンセリングやお見合いのセッティング、婚活イベントの開催など、出会いの場を積極的に提案していきます。

神石高原町ブライダルセンターを利用されると、普段なかなか出会うことのできない人にも出会うことが出来るかもしれません。



さまざまな出会いの機会に参加しステップアップする中で、自分の価値観や、男性観・女性観などについての新たな発見をすることにもつながります。すばらしい出会いと未来の可能性があなたを待ち受けています。

新婚定住  
祝い金  
3万円の  
商品券

新婚の夫婦に「こうげん通貨」3万円相当額を支給します。

新婚の夫婦の仲人に対して、「こうげん通貨」10万円相当額を支給します。

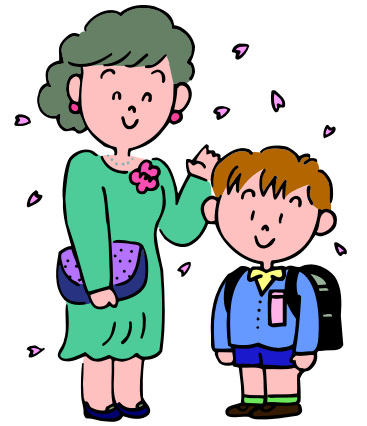
新婚さんの  
仲人さん  
10万円の  
商品券

小学校入学祝い金  
10万円(第1子)  
20万円(第2子)  
30万円(第3子)

小学校入学1年生の児童の保護者に祝い金を支給します。

【祝い金】

対象者が養育する18歳未満(18歳に達する年度末まで)の児童のうち、出生順に第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円



● 福祉課  
☎ 89-3335

第3子以降の児童の保育料が半額、給食米代を無料化。

保育料  
半額  
(第3子以降)

保育所  
給食米代  
を無料化



こども医療  
1日500円

満18歳到達後、最初の3月31日まで医療機関での支払が減額されます。(1つの医療機関ごとに、1日500円を限度)

● 環境衛生課  
☎ 89-3336

薪ストーブや木質ペレット等を設置する費用の3分の1(上限10万円)を補助します。

薪・ペレット  
ストーブ購入  
最大  
10万円助成

太陽光  
発電設備  
助成

太陽熱温水器を住宅に設置する費用の5分の1(上限/自然循環型5万円、強制循環型10万円)を補助します。

太陽熱温水器  
5~10万円  
助成

太陽光発電システムと省エネ設備を一体的に導入する場合、5万円/Kw(上限20万円)又は太陽光システムのみの場合は4万円/kw(上限16万円)補助します。

雨水利用  
タンク設備  
助成

雨水利用のための設備費用の2分の1(上限3万円)を助成します。

生ごみ処理器  
助成

生ごみ処理器を設置する費用の2分の1(上限1万5千円)を補助します。

● 産業課  
☎ 89-3337

新規就農者  
月額10万円

新規就農者へ初年度月額10万円、翌年度月額7万円までを支援し、さらに農地取得費の一部を補助します。

新規就農者  
農地取得費  
一部補助

